

播磨町学校給食審議会設置条例

令和3年2月9日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、播磨町学校給食審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 播磨町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として審議会を設置する。

(審議事項)

第3条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、播磨町の学校給食の実施に関する重要な事項について調査、審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 関係行政機関の役職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査の委託)

第7条 教育委員会は、特に専門的な調査研究の必要がある事項について審議会の意見によりその一部を他の機関に委託することができる。

(会議)

第8条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育総務グループにおいて処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

第2条 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(準備行為)

第3条 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

学校給食審議会	会長	〃	9,000
	委員	〃	8,500